

都道府県の国民の保護に関する計画の変更について

〔平成21年3月17日〕  
閣 議 決 定

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第8項において準用する同条第5項の規定に基づき、平成21年2月24日付けをもって下記の道県の知事から協議のあった国民の保護に関する計画の変更については、政府としては、異議がないものとする。

記

北	海	道
岩	手	県
山	形	県
茨	城	県
群	馬	県
千	葉	県
山	梨	県
長	野	県
愛	知	県
三	重	県
奈	良	県
和	歌 山	県
島	根	県
山	口	県
愛	媛	県
高	知	県
長	崎	県
大	分	県
宮	崎	県
鹿	児 島	県